

令和6年小田原市議会3月定例会議案説明資料

(議案第33号～議案第37号)

令和6年2月14日提出

目 次

○ 条例議案

議案第 3 3 号	小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例……………	1
議案第 3 4 号	小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市病院事業企業職 員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………	2
議案第 3 5 号	小田原市介護保険条例の一部を改正する条例……………	3
議案第 3 6 号	小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例……………	5
議案第 3 7 号	小田原市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例……………	6

條例議案說明資料

議案第 33 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市長の附属機関として小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会を設置するため改正する。

[内 容]

市長の附属機関として次の委員会を設置することとする。(別表関係)

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会	小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 3 4 号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、自己の住居等において一定期間以上勤務する職員に対し在宅勤務等手当を支給するため改正する。

[内 容]

1 小田原市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

(1) 在宅勤務等手当の新設（第 2 条、第 1 0 条の 2 及び第 2 6 条関係）

規則で定める期間以上の期間について 1 月当たり平均 1 0 日を超えて在宅等による勤務を命ぜられた職員に対し、在宅勤務等手当として月額 3, 0 0 0 円を支給することとする。

(2) パートタイム会計年度任用職員の在宅勤務等の報酬に係る特例（第 3 0 条関係）

在宅等による勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対しては、在宅勤務等手当の例による額を報酬として支給することとする。

2 小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

企業管理規程で定める期間以上の期間について 1 月当たり平均 1 0 日を超えて在宅等による勤務を命ぜられた病院事業企業職員に対し、在宅勤務等手当を支給することとする。（第 2 条、第 7 条の 2 及び第 2 5 条関係）

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 35 号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

第 9 期おだわら高齢者福祉介護計画の計画期間となる令和 6 年度から令和 8 年度までの期間に係る第 1 号被保険者の保険料率を定めるため改正する。

[内 容]

1 令和 6 年度から令和 8 年度までの期間に係る保険料率（第 5 条関係）

令和 6 年度から令和 8 年度までの期間に係る第 1 号被保険者の保険料率を次のように定めることとする。

所得段階区分		保険料率(年額)
第 1 段階	老齢福祉年金受給者である市町村民税世帯非課税者、生活保護法の被保護者並びに市町村民税世帯非課税者で前年の公的年金等の収入金額及びその他の所得額の合計額が 80 万円以下の者	32,700 円 (減額賦課により 20,480 円)
第 2 段階	市町村民税世帯非課税者で前年の公的年金等の収入金額及びその他の所得額の合計額が 120 万円以下の者	49,230 円 (減額賦課により 34,860 円)
第 3 段階	市町村民税世帯非課税者で前年の公的年金等の収入金額及びその他の所得額の合計額が 120 万円を超える者	49,590 円 (減額賦課により 49,230 円)
第 4 段階	市町村民税非課税者で前年の公的年金等の収入金額及びその他の所得額の合計額が 80 万円以下の者	64,690 円
第 5 段階	市町村民税非課税者で前年の公的年金等の収入金額及びその他の所得額の合計額が 80 万円を超える者	71,880 円
第 6 段階	合計所得金額が 120 万円未満の者	86,250 円
第 7 段階	合計所得金額が 210 万円未満の者	93,440 円
第 8 段階	合計所得金額が 320 万円未満の者	107,820 円
第 9 段階	合計所得金額が 420 万円未満の者	122,190 円
第 10 段階	合計所得金額が 520 万円未満の者	136,570 円

第1 1段階	合計所得金額が620万円未満の者	150,940円
第1 2段階	合計所得金額が720万円未満の者	165,320円
第1 3段階	合計所得金額が800万円未満の者	172,510円
第1 4段階	合計所得金額が1,000万円未満の者	179,700円
第1 5段階	第1段階～第1 4段階のいずれにも該当しない者	186,880円

2 その他

1による保険料率の設定に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

[適用]

令和6年度から令和8年度までの各年度分の保険料について適用

議案第 36 号

小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

[改正理由]

子どもの医療費助成制度の対象年齢を 18 歳までに拡大するため改正する。

[内 容]

1 題名の変更（題名関係）

題名を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
小田原市子ども医療費助成条例	小田原市小児医療費助成条例

2 医療費助成の対象範囲の拡大（第 2 条関係）

医療費の助成の対象となる子どもの範囲を 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（現行は、原則中学校の課程等を修了した月の末日までの間にある者）に拡大することとする。

3 対象範囲の拡大に伴う規定の整備（第 1 条～第 6 条関係）

2 による医療費助成の対象範囲の拡大に伴い、助成対象の呼称を小児から子どもに変更するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

4 小田原市個人番号の利用に関する条例の一部改正（改正条例附則第 3 項関係）

1 による小田原市小児医療費助成条例の題名の変更に伴い、同条例の題名を引用する規定を整備することとする。（別表第 1 及び別表第 2 関係）

[適 用]

令和 6 年 10 月 1 日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用

議案第 37 号

小田原市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市立病院における看護体制の充実を図る観点から看護師等奨学金の額等の見直しを行うため改正する。

[内 容]

1 奨学金の額の変更（第 4 条関係）

奨学金の月額を次のように変更することとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
看護師の養成施設に在学する者	6 万 円	5 万 円
助産師の養成施設に在学する者		8 万 円

2 奨学金の返還免除に係る要件の変更（第 10 条関係）

市立病院における勤務の期間に応じた段階的な奨学金の免除制度の必要性を踏まえ、奨学金の全部又は一部の免除に係る期間の要件を、事業管理者が別に定める期間（現行は、奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間）とすることとする。

[適 用]

令和 6 年度以後に奨学生に決定される者に係る奨学金について適用